

国土審議会第五回首都圏整備分科会議事録

(平成13年12月20日開催)

国土交通省都市・地域整備局

国土審議会 第五回首都圏整備分科会 議事次第

日時：平成 13 年 12 月 20 日（木） 15:00～17:00

場所：国土交通省都市・地域整備局会議室

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 報告案について
 - (2) その他
- 3 閉会

【 配付資料 】

資料 1 国土審議会首都圏整備分科会委員名簿

資料 2 - 1 首都圏における工業等制限制度の今後の在り方について（報告案）

資料 2 - 2 「首都圏における工業等制限制度の今後の在り方について」の考え方（案）

出席者

国土審議会首都圏整備分科会委員

1 国会議員

石川 要三	衆議院議員
亀井 善之	衆議院議員

2 学識経験を有する者

安藝 哲郎	東急不動産(株)取締役会長
加藤 裕治	日本労働組合総連合会副会長
河野 栄子	(株)リクルート代表取締役社長
(代理 竹原 敬二	住宅ディビジョンカンパニー 常務執行役員)
杉岡 浩	(財)道路サービス機構理事長
西村 正雄	(株)日本興業銀行取締役頭取
(代理 伊藤 薫	産業調査部長)
マリ・クリスティーン	異文化コミュニケーター
南 直哉	東京電力(株)取締役社長
(代理 吉越 洋	取締役兼建設部長)
宮本 春樹	空港施設(株)代表取締役社長

3 関係地方公共団体の長

小寺 弘之	首都圏整備促進協議会会長(群馬県知事)
(代理 福島 昇	群馬県企画部長)

国土交通省

船橋 晴雄	国土交通審議官
澤井 英一	都市・地域整備局長
林 由紀夫	大臣官房審議官
清水 隆博	都市・地域整備局企画課長
山本 俊一	大臣官房参事官
与田 俊和	国土計画局大都市圏計画課長

開 会

清水企画課長 お待たせいたしました。国土審議会首都圏整備分科会の委員及び特別委員総数 19 名のうち、定足数である半数以上の御出席をいただきましたので、ただいまから国土審議会第 5 回首都圏整備分科会を開会いたします。

本日は、御多忙のところ首都圏整備分科会に御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、ここからの進行を杉岡分科会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

報告案について

杉岡分科会長 本日は、前回御審議いただきました件と、その後の御意見等を踏まえて、前回の素案を修正しまして、「首都圏における工業等制限制度の今後の在り方について（報告案）」について御審議をいただき、そして、首都圏整備分科会として報告書の取りまとめを行いたいと考えております。また、国土審議会に対して要点を簡潔に報告するというところで、この報告書を 2 つに分けまして、「報告案」及び「その考え方」という形で整理させていただきます。

それでは、報告案及びその考え方につきまして、資料 2 - 1 と 2 - 2 に基づいて事務局から説明をお願いします。

清水企画課長 それでは、御説明いたします。座って御説明させていただきます。

お手元に資料 2 - 1 及び資料 2 - 2 がございます。資料 2 - 2 については、前回御説明申し上げました素案の内容でございますので、きょうはこの説明については省略させていただきますと思います。これをベースにして、先ほど分科会長の方からお話ございましたように、本審議会の報告案という格好で、資料 2 - 1 を準備させていただきました。御説明いたします。

ページをくっていただきたいと思います。

首都圏における工業等制限制度の今後のあり方について（報告）

1．首都圏における工業等制限制度は、首都圏の既成市街地における産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図ることを目的に、工場及び大学等の新增設を制限するものである。

本制度は、他の首都圏に係る施策等と相まって、社会経済情勢の変化に対応した累次の制度見直しを通じ、当該目的達成のため、その役割を果たしてきた。

2．今般、制度創設から 40 年以上経った当該制度の今後の在り方について、国土交通大臣から国土審議会に諮問がなされ、当該審議会より首都圏整備分科会に付託された。

3．首都圏整備分科会において、工場や大学立地の有識者及び首都圏の地方公共団体から聴取した意見や関係地方公共団体との実務的な意見交換を踏まえて、審議を重ねた。

詳細は別紙で、後ほど御説明いたします。

4．この結果、首都圏を全体として発展させていくためには、既成市街地に集積する諸機能の分散・適正配置を図る誘導施策は引き続き実施していくことが必要であるが、製

造業からサービス業へのシフト、産業のグローバル化等の産業構造の変化、少子化の進行等、社会経済情勢が著しく変化する一方、環境に係る諸制度が充実してきていること等から、工業等制限制度は、首都圏の既成市街地における産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図るという目的を達成する手段としての有効性・合理性が薄れてきており、廃止することが適当であるとの結論を得た。

次ページをお開きいただきたいと思います。報告案の中に、審議経緯をきちんと丁寧にまとめさせていただきました。1が分科会の開催状況等でございます。2が審議等の経緯、こちらの方で御説明いたします。

(1)平成13年10月19日に、国土交通大臣から国土審議会に諮問がなされ、29日に、当分科会に付託されたという経緯でございます。

(2)これを受けまして、第2回首都圏整備分科会、10月29日に開催をさせていただきました。当該諮問事項について審議が開始されたわけでございます。委員からは、本制度を廃止した方がいいという意見があった一方、廃止した場合における都市環境の悪化の懸念、あるいは大都市問題への対応等について意見がございました。

(3)第3回分科会、11月9日でございますが、工場・大学立地に関する有識者及び地方公共団体の意見陳述等が行われました。

大学立地については、東大の原島先生の方から、横断的な研究教育、あるいは社会人への学びの場の提供といった観点から、制限制度の在り方を検討すべきとの意見がございました。

工場立地については、福井県立大学の加藤教授の方から、中小企業等の活動の自由度を高めて多様な事業展開を可能とすることが重要であり、制限制度は撤廃すべきとの意見がございました。

また、群馬県からは、本制度の果たしてきた今までの役割にかんがみて、見直す場合には代替的な措置等の検討をすべきとの意見がございました。

東京都からは、本制度は所期の目標を達成したということで、廃止すべきとの意見がございました。

また、本制度に関して分科会長あてに意見書が寄せられておりました。埼玉県、神奈川県、川崎市からは、本制度を廃止すべきとの意見、また、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、千葉市からは、本制度を見直す場合の影響、あるいは代替的な措置等の検討をすべきとの意見がございました。

これにつきましては、分科会長の御指示に基づきまして、国土交通省の我々事務局と地方公共団体さんとの間で議論を深めたわけでございます。

ページをお開きいただきたいと思います。

(4)この議論を踏まえた結果でございますが、各地方公共団体さんとの間で、廃止に向けた共通の方向性を見出すに至ったわけでございます。

本制度の廃止による影響の予測について客観的なデータ等から事務局の見方を提示しました。「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」、あるいは税制上の特例措置等を維持する。同法に基づく工業団地造成事業に係る造成工場敷地を譲渡できる業種の拡大について、御要望に沿った格好で検討する。業務核都市整備の支援策について、今後引き続き具体策を検討していく。

こういったことで、共通の廃止に向けた方向性を見出すに至ったわけでございます。

(5) 第4回の分科会、11月30日でございますが、上記の調整結果を御報告すると同時に、報告書素案について御審議をお願いしたところでございます。

委員からは、雇用対策への対応の観点から制限制度の廃止に賛成である旨の意見、あるいは制度を廃止するに当たって、制限制度廃止後の都市環境への影響、集積を活かした新たな産業政策の検討の必要性及び必要な場合の規制措置等の再構築について御意見があったわけでございます。

(6) これらの意見等を踏まえ、必要な修正を行った上で、本日お諮りしているということでございます。

最後のページが、首都圏整備分科会の委員の名簿でございます。

以上でございます。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま説明のありました報告書案につきまして、御審議をお願いいたします。何か御質問、御質疑がございましたらお願いいたします。

石川委員 質問ですが、一番最初のところで、「首都圏における工業等制限制度の今後の在り方について(報告)」とあります。この中の下から5行目の で、「環境に係る諸制度が充実し」云々と書いてあります。環境に係る諸制度が充実しているというのは、どんなことを指して「充実している」ということを言われているのか、その辺を具体的に。

清水企画課長 都市計画の用途区域という制度がもともとございまして、例えば住宅地については、50m²、あるいは150m²以上の工場は建てられないというものがございました。特に昭和40年代後半から深刻な公害問題が発生しまして、そのころから、大気汚染防止法とか、水質汚濁防止法とか、騒音規制法とか、そういった各種環境立法が次々に制度化されて充実してきた。さらに、地球環境サミットを受けて環境基本法ができて、それに基づいているんな環境立法の充実、あるいは公共団体でいるんな条例が充実してきた。そういったことを指しておるわけでございます。

なお、この考え方については、この厚い方の資料の9ページの下から2つ目のパラグラフ、「一方、都市環境の整備及び改善の観点からは」とございまして、今私が簡単に申し上げたことを、ここにずっと記載しております。この部分を指したものでございます。

杉岡分科会長 よろしゅうございますか。

御意見、どうぞ。

○亀井委員 今の御説明のとおりで結構だと思います。今日の時代の役割を考えると、本制度の廃止は適当なことではなからうか。さらには、今後の問題として、都市環境への影響、あるいは集積、新たな産業政策、こういう面で今後とも考えていかなければならない問題はあろうかと思えます。また、産学、新産業の創出、産学の連携、こういう問題はこれからの課題だと思いますし、このことを十分今後とも留意していく必要があるんじゃないか。本制度のこの件の廃止については結構でございます。

杉岡分科会長 ありがとうございました。

クリスティーヌさん、何かございますか。

○マリ・クリスティーヌ委員 一番懸念していたところは幾つかありましたけれども、やはり地域によって必要としている法律が違うのではないかと思ったんです。私が一番心配

していたのが、環境の問題と、あとは大型の工場がまた東京に戻ってきてしまったり、大都市圏の方に戻ってしまうことによって、また環境が悪くなってしまうことだったんですけれども、そうではないというふうな様子でしたので。

杉岡分科会長 わかりました。その辺は都市計画とか諸々の公害防止法で整備されておりますので。

どうぞ。

○宮本委員 この原案でよろしいと思いますけれども、いろんな議論の中で一番大事なのは、もう大都市だとか地方だとか言ってる時代じゃなくなっているんじゃないか。雪崩を打って重要な産業が続々と中国とかアジアへ立地を移している。これをこの報告書では「産業のグローバル化」という言葉であらわしていると思いますが、あるいはもっとはっきりあらわした方がいいかもしれませんけれども、そういうことがどんどん起きているわけであって、私は非常に憂慮しております。そういう意味では、大都市だとか地方だとか言っている時代ではなくて、日本の中にどれだけ産業を残せるか、あるいは雇用の場を維持できるかということが大きな課題になっているときであるから、やはりこの制度は廃止して、心配される過密のいろいろな弊害については、ほかの制度の充実で対応していくことが正しいのではないかと思います。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。

前回いろいろと御意見をいただきましたが、ほかに何か御意見ございましたら。

特に御意見がないようでございます。それでは、ただいまの報告及びその考え方につきましては、これを首都圏整備分科会の報告書の成案としまして、国土審議会の方に報告することにしてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

杉岡分科会長 御異議がございませんようです。どうもありがとうございました。

それでは、来る12月27日に開催されると聞いております国土審議会の方に、首都圏整備分科会の報告として報告させていただきます。

国土審議の予定につきまして、事務局の方から説明がありましたらお願いします。

清水企画課長 国土審議会は、12月27日に開催される予定でございます。本日御了承いただきました案件につきましては、国土審議会において報告等に基づいて審議され、答申をいただくこととしております。なお、当分科会と並行して進めておりました近畿圏整備分科会でございますが、12月13日に開催された第4回分科会におきまして、当分科会と同様に、廃止が適当であるとの報告をいただきましたので、国土審議会に、近畿圏の報告もさせていただく予定であります。

事務局からは以上でございます。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。

これで、4回にわたって御審議いただきましたこの件の議事は終了させていただきたいと思っております。

その他

杉岡分科会長 このほかに、首都圏整備に関して何か御発言がございましたらお願いし

ます。

○河野委員（代理） 前々回のときも少しあれしたんですが、この原案で進めるべきだということで賛成なんですけれども、群馬とか、栃木とか、ある部分少しこれまでの方針と変わることに対するケアの対策として、私はやはり、ある種の人材育成をもう少しそういう県にも国として補強して、リカレント教育みたいな形で、大学なり企業なりの誘致力を何か支援するような代替策が別途に考えられるべきではないか。それは、国土審議会のこの委員会として、どのくらい触れるべきかどうかわからないんですけれども、それは何か一方でケアが必要ではないかと思います。

杉岡分科会長 諸々の対策については、先ほど企画課長の方から説明がありましたように4点ほどございますが、なお、人材育成についてはいかがでございますか。事務局何か御発言ございますか。

澤井都市地域整備局長 省議等ございまして、遅参して申しわけございません。

先ほど、直接今回の制限法の廃止に伴って、各県から出された意見について、例えばこういう対応をしたいという御説明を既に事務的に申し上げたと思いますが、ただいまの件についても、首都圏全体の圏域整備を今後も一生懸命やっていかなければいけないと思っていますので、国土計画局とも相談しまして、しっかり対応してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

杉岡分科会長 それでは、最後になりますけれども、国土交通省の方から発言を求められておりますので、この際お願い申し上げます。

船橋国土交通審議官 国土交通審議官の船橋でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変短い期間の間に、何度もお運びいただきまして熱心に御討議を賜りまして、まことにありがとうございました。本日この報告の取りまとめをしていただきましたことに、厚く御礼申し上げたいと思います。

この取りまとめの議論の中、そして、近畿の方もそういう議論がございました。いろいろな議論がございました。そういう会議の中で御発言になられた意見を踏まえながら、これからまた新しい国土づくり、そして首都圏整備の問題について、事務局として鋭意努力してまいりたいと思っておりますので、引き続きいろいろ御指導、御鞭撻をいただきたいと思っております。

今、清水課長の方から申し上げましたように、27日の国土審議会におきまして、杉岡分科会長からこの御報告を行っていただきたいと思っておりますが、この御報告を受けて、本審議会においても十分これを尊重した答申がいただけるように、事務局としても作業を進めてまいりたいと思います。

最後になりましたけれども、本当にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。

皆様には、4回にわたりまして御熱心にこの問題について御審議いただきまして、どうもありがとうございました。これをもって分科会を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

閉 会